

(写)

資料 8

大経文第 30 号
令和 6 年 8 月 27 日

大阪府市文化振興会議 会長 様

大 阪 市 長

第 4 次大阪市文化振興計画の策定について（諮問）

大阪市においては、大阪市芸術文化振興条例第 5 条に基づき、令和 3 年 3 月に「第 3 次大阪市文化振興計画～文化芸術が未来を切り拓く～」を策定し、文化振興施策の推進、また、来年開催される大阪・関西万博に向けた、機運醸成や文化芸術活動の一層の活性化を図るための様々な事業に取り組んでおります。

本計画の期限が令和 7 年度末に到来することから、令和 8 年度以降を対象とする新たな計画を策定するため、大阪市芸術文化振興条例第 5 条第 2 項に基づき、大阪府市文化振興会議に諮問します。